

## USPTO、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う救済措置を発表

2011年3月23日  
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)は17日、11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う救済措置に関する公報通知(official gazette notice)を発表した。

<[USPTOプレスリリース\(3月17日付\)](#)>

<[USPTOによる救済措置に係る公報通知\(3月17日付\)](#) (pdf) >

同通知によると、今回の地震及び津波による災害を米国特許規則でいう「緊急事態(extraordinary situation)」と認定し、USPTOに係属中の特許及び商標手続きに関し、被災した地域に居住する発明者、譲受人、または通知の宛先を持つ者に対する各種の要応答通知について<sup>1</sup>、申請に応じ、既に送付された通知を取下げ、新たな通知を発行する措置を取るとしている。通知の再発行により発送日がリセットされ、通知に対する応答期限も延長されることとなる<sup>2</sup>。

また、同様の状況下で期限内に維持手数料(maintenance fee)を支払うことができない特許権者に対し、期限後に納付する場合に必要な追加手数料(surcharge)の支払いを免除することも発表。商標に関しても、今回の震災により応答期限内に通知に対する応答ができなかったことが原因で取下げ、放棄となってしまった案件については、それを復活させる手続きに必要な申請料(petition fee)を免除するとしている。詳細は、上記救済措置に係る通知を参照されたい。

なお、米国以外の各国・地域の知的財産庁における救済措置についても、日本国特許庁(JPO)のホームページに情報がまとめて掲載されているところ。

日本国特許庁による情報提供

<[東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各国・地域の知財庁の救済措置等について](#)>

(了)

<sup>1</sup> 応答期間が満了していないことが必要。

<sup>2</sup> 米国では、ハリケーン・カトリーナにより米国南部が被災した際にも、今回と同じような措置を講じている。